



2016.7.5

No.270

MONTHLY

れんごう

<http://www.rengo-hokkaido.gr.jp>

発 行

日本労働組合総連合会 北海道連合会

発行責任者 杉山元
〒060-8616 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル6F TEL(011)210-0050 center@rengo-hokkaido.gr.jp

「安保法制・憲法学習会」を開催 安保法制の廃止と憲法改悪の阻止に向けて

連合北海道は、6月10日、かでる2.7において、組合員だけではなく広く市民にも参加を呼びかけ「安保法制・憲法学習会」を開催した。

学習会では国連PKOで武装解除などを担当し、内戦の終結に努めてきた経歴をもつ、東京外国语大学の伊勢崎賢治教授より「安保法制と憲法」と題し講演をいただいた。

伊勢崎教授は、個別の自衛権と集団的自衛権、国連的措置である集団安全保障についての関連性などについて詳しくふれ、これまでの経験から「安保法制以前に、PKOの最優先任務は大きく変わり『住民保護』の



連合北海道 出村良平 会長

ために交戦権を行使する。これは国際法上は『戦争』。私たち国民は『戦争』に参加している意識を持たなければ危険」と指摘。さらに安保法制で自衛隊の任務を拡大させた安倍政権を批判し「守るべきは憲法の精神であり、海外に派遣されている自衛隊を即時撤退させ、是非を国民に決めさせるべき」と述べた。

連合北海道は、安保法制の廃止と憲法改悪の阻止に向け、今後も国内外の新しい情報や情勢を得るために学習会や様々な意見を基にした議論を重ね、道民とともに平和で民主的な社会の実現に向けた運動を展開していく。

〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=2232>



東京外国语大学 伊勢崎賢治 教授

2016連合北海道「男女雇用機会均等法集会」開催 全道から104名参加、労働法制の動向など研修

2016連合北海道「男女雇用機会均等法集会」が6月4日、ホテルノースシティにおいて開催され、12産別3地区から104名が参加した。

集会では連合北海道女性委員会の山田悦子委員長が、「雇用者における女性の割合は4割に達しているが、保育や、仕事と家庭の両立の問題で働きたくても働けない女性もいる。女性も就業継続し活躍できるように

することが重要」と挨拶した。

続いて来賓の徳永エリ参議院議員から「政治に危機感のない人や無関心な人がイメージだけで安倍政権を評価するのは危険。7月の参院選で自公政権が3分の2の議席を獲得したら安保や日米同盟が強化され、TPPや労働法制改悪で私たちの生活は破壊される。野党の議席を増やすなければならない」と、国政や選挙の情勢も

はじえた挨拶があった。

基調講演では「『労働法制に関する動向』～男女平等関連を中心に～」というテーマで連合総合男女平等局の富高裕子局長から話があった。

富高局長は「今年は男女雇用機会均等法施行から30年であり、女性参政権の実現から70年もある」と前置きした上で、日本の女性労働の実態について、「女性の労働率は30代で低くなるM字型カーブとなっている。M字の最も高い25～29歳は『正規職員』が多いが、再び上昇する年代では非正規雇用の方が多くなる。働く人が増えても雇用の質が変わっている」「日本は欧米に比べ管理職に占める女性の割合が非常に低い。その理由の調査結果によると、『管理職に必要な知識・経験を持つ女性がない』とか『在職年数を満たしていない』などの回答が多いが、その背景に、管理職研修などの受講率が女性は男性より低いという教育訓練の問題や、仕事と育児の両立が困難であるといった問題がある」と、様々な

データをもとに説明があった。

また、男女平等政策に関連する法制度に関して、「女性活躍推進法では女性の活躍についての状況把握と課題分析を行うとしている。男女の賃金の差異は、選択項目だが、男女格差の象徴なの



全ベルコ労働組合 高橋功 委員長



で必ず明らかにするよう組合の働きかけが重要」「改正育児・介護休業法が3月に改正され、子の看護休暇の半日単位の取得や介護休業の分割取得が可能になった。2017年1月の施行に向けて労働協約の改定に取り組むことが必要」など、法律の内容と組合の取り組みについても解説があった。

休憩をはさみ、産別報告として情報労連全ベルコ労働組合からの報告を受けた。全ベルコ労組は2015年1月に結成された組合で、その前年の夏ごろから準備を進めていたところ、中心となっていた2名がベルコ本社から解雇され、現在裁判闘争を進めている。ベルコ本社とそのもとで働く代理店主の関係は表向き「業務委託契約」となっているが、実質は本社の命令で異動させられるなど裁量権もほとんどない。高橋功委員長は「葬儀は人の最期を見送る大事な仕事だと思っている。だからこそ、いい労働環境をつくってほしい」と訴えた。

最後に、連合北海道の齊藤勉副事務局長から、「小泉政権のときに非正規労働が増え格差が拡大した。安倍政権は同一労働同一賃金と言っているものの、一方で多様な働き方と称して非正規労働者を増やし、収入や社会保障制度などで格差社会を加速させている。ベルコは労働法から逃れるために代理店契約という偽装請負をしている」と講演や報告についてのまとめがあり、「女性議員を増やすことが重要である、北海道の女性候補の徳永さんを全力で応援しよう」と確認し合い、集会は終了した。

〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=2212>

2016年度最低賃金の審議がスタート

平成28年度の第1回北海道地方最低賃金審議会（事務局：北海道労働局）が6月6日開催され、本年度の最低賃金議論がスタートした。道幸会長の進行により議事が進められ、中央の動向を含めて今後の審議日程等が確認された。

労働側からは、「最低賃金に張り付く労働者が非常に多く一刻も早い改定が待たれている。10月1日発効をめざして議論を進めてほしい。また、欧米と比べても低い最賃水準になっており改善が急務。政府も千円を目指

にするとしており、支払い能力に固執した議論はさけるべき」と意見を述べた。次回の開催は7月4日、「中賃目安」の伝達を受けて8月上旬の結審となる予定で、10月1日発効のためには8月5日までの結審が必要。労働側委員は大幅な最賃引き上げにむけ審議会で意見反映していくこととしている。

〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=2199>

北海道労働局へ最低賃金改正等を要請

連合北海道は6月9日、北海道労働局に対し「2016年度北海道最低賃金改正等に関する要請」を行った。

連合北海道の紺野副会長（連合北海道最賃対策委員会委員長）が、労働者の最大のセーフティネットである最賃制度の役割はより重要度が増しているとして、北海道労働局庭山労働基準部長に要請書を手交した後、永田組織労働局長から要請の趣旨説明を行った。

初めに、雇用戦略対話で合意された全国最低800円、



全国平均1,000円への引き上げに向けた方向性をもった審議会議論を促すこと、10月1日発効に向けた審議会運営への努力、

更に、最低賃金の引き上げが可能となるような中小企業等に対する支援策の周知等の実施、発効後の履行確保に向けた労働局人員の増強等を要望した事に対し、庭山労働基準部長からは、基本的に審議会の答申を尊重して対処するが、速やかな答申が重要であり事務局としても審議が早く進むよう努力したい、発効後の履行確保についても努力したいなどの表明がなされた。



最大の山場は7月下旬頃になる予定。

〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=2199>

2016年度北海道最低賃金改正等に関する要請書

わが国の経済・社会は、少子高齢化・人口減少が進行する中で、様々な課題が浮き彫りとなってきています。生産労働力人口の減は、労働需給の緊迫化によりその処遇は改善されるものと期待を抱くものですが、働く者を取り巻く現状を見ると、全雇用労働者に占める非正規労働者の割合はおよそ4割の2000万人（道内は42.8%、95万6千人）に達し、また、生活保護受給者数は約216万人（道内は約17万人）におよぶなど、低所得層の増大や格差の拡大により社会は不安定さを増しています。

誰もが将来の生活に希望を持てる社会を実現するため、労働者の生活を支える最大の柱である賃金のセーフティネットたる最低賃金制度の役割はさらに重要度が増しています。低迷が続く個人消費を喚起し、経済の好循環を実現するためにも、最低賃金引き上げによる暮らしの底上げが欠かせません。

こうした中で中央最低賃金審議会は、2007年度の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」、「生活保護に係る施策との整合性に配慮」が盛り込まれた最低賃金法

改正（2008年7月施行）、2010年度の雇用戦略対話における最低賃金の引き上げに関する合意（2010年6月）、さらには、2013年～2015年は、政府の「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」への配意等を踏まえて議論を尽くしてきました。その結果、地域別最低賃金が最高額の東京では907円（+168円）への引き上げとなる一方、北海道を含む40道府県では地域別最低賃金の水準が800円未満であり、地域間格差が拡大しているとともに、最低賃金近傍で働く人々の生活は依然として厳しい状況が続いている。

連合北海道は、こうした状況も踏まえ北海道地方最低賃金審議会の審議においては、昨年の答申を十分尊重し、勤労者の生活実態、生計費や高卒初任給、組織労働者の賃上げ状況（2.03%：連合北海道5.11集計）を踏まえ、最低賃金の引き上げに資する環境整備を強化する必要があると認識しております。

北海道労働局におかれましても、最低賃金の実効ある水準への改善をはかるべく、次の事項に取り組まれるよう要請するものです。

記

1. 北海道地方最低賃金審議会が示す最低賃金改定について

（1）めざすべき最低賃金改定水準について

①地域別最低賃金は、憲法第25条、労基法第1条、最賃法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たる

に値する生活を営む賃金水準とする必要がある。現状の地域別最低賃金は、一般労働者との比較においてOECD28カ国中ワースト4位に位置しており、国際的

にみても遜色ない水準への改善を目指した金額審議がこれまで以上に求められている。そのためにも、昨年の審議会答申で出された「雇用戦略対話合意の全国最低800円、全国平均1,000円への引き上げ」に向けた道筋を付けるための文言を十分尊重した審議を促すこと。

②最低賃金の水準議論は、円卓会議合意から議論すべきであったが、今日までアップ率重視の議論にと

どまっている。「最低賃金の水準」議論を積極的に進め、本来あるべき賃金水準に引き上げ、有効なセーフティネットとして十分機能するよう促すこと。

(2) 10月1日発効に向けたスケジュール設定

早期の最低賃金引き上げ発効は全労働者の利益である。北海道地方最低賃金審議会への諮問、専門部会、運営小委員会の開催、および答申の日程設定においては、早期発効に最大限配慮すること。

2.最低賃金の引き上げに当たっての中小企業支援等の実施について

中小企業・零細事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、北海道経済産業局と連携を図り、公正な取引関係を構築することを含め、中小企業支援策の周知等を講じること。また、非正規

労働者の賃金引き上げに向けた基本給の賃金テーブル等を2%以上増額改定し、処遇改善を行った場合に助成される「キャリアアップ助成金（処遇改善コース）」を有効活用するよう周知徹底を図ること。

3.特定(産業別)最低賃金について

特定（産業別）最低賃金制度は労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃率を形成することによって、事業の公正な競争の確保に寄与している。

特定（産業別）最低賃金の意義と役割を踏まえ、水

準改善と併せ、制度の拡充に資する取り組みが進展する様に指導を強化すること。また、第3次産業における新設への取り組みに対して、行政の立場からの支援を強化すること。

4.法令の周知と監督行政の強化について

(1) 最低賃金法の周知・徹底を図ること。特に、産業構造の変化を踏まえ、当該産業労使への十分な周知を行うこと。

(2) 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員

の増強等監督体制の抜本的強化を図るとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高めること。

以上

2016 ゴルフ場 特別企画

ゴルフのおともに
ぜひご利用ください。



2016 夏休み版

道内のアミューズメント、ホテル
などが特別価格で利用できます。



7月の主な動き

イベントカレンダー

■第24回参議院選挙投票日

10日(日)

■第10回中央執行委員会

13日(水) 13:30／連合会館

■原爆パネル展

19日(火) 10:00／かでる2・7

■判例研究会

21日(木) 18:30／かでる2・7

■第4回高校生平和大使派遣実行委員会

25日(月) 13:30／連合北海道会議室

■第3回政策委員会

26日(火) 15:00／ポールスター札幌

■第4回地方連合会事務局長会議

27日(水) 13:30／水戸市

■第3回憲法学習会

27日(水) 18:30／ポールスター札幌

■第10回執行委員会

28日(木) 10:00／連合北海道会議室

■第9回地協事務局長会議

28日(木) 13:30／連合北海道会議室

■最賃労働局前昼夜休み集会

29日(金) 12:20／第一合同庁舎